



電波政策ビジョン懇談会 ご説明資料

2014年9月8日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1. はじめに

- 「放送」は国民の知る権利に応じて、健全な民主主義社会の発達に資することを目的(放送法第1条)としており、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。

※ 災害対策基本法で、民放事業者は指定地方公共機関に指定。



- 例えば、東日本大震災にあたり、被災地の各局をはじめとする民放事業者は、取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。
- こうした「放送」が担う公共的役割を実現するため、放送法にもとづく「基幹放送普及計画」により、国が置局政策を定めています。国として置局政策に必要な「放送用」および「放送事業用」の周波数を確保し、安定的に放送番組を国民に送り届けられるよう保障していただくことが肝要と考えます。

2. 周波数オークションについて

- 公共的役割を担う「放送」において、安定的に放送番組を国民に送り届けるためには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提であり、放送局免許で厳しく審査されるところです。
- 仮に周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定するとなれば、こうした重要な前提がおろそかになるのではないかと危惧します。
- 平成23年の総務省「周波数オークションに関する懇談会」における議論でも、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でない無線システムの例示として、「放送」が挙げられていました。

2. 周波数オークションについて

- 放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。これら「放送事業用無線局」についても、「放送」と同様の取り扱いが必要と考えます。
- 諸外国においても、放送局の再免許時に周波数オークションを実施した事例はないものと認識しており、上記の点は新規免許・再免許を問わず、当てはまるものと考えます。

⇒ 「放送局」および「放送事業用無線局」は、オークションの対象にすべきでないと考えます。

3. 米国のインセンティブオークションについて

- 次表のとおり、日本と米国とでは、地上テレビ放送の実情が大きく異なっています。

	日本	米国	備考
地上テレビ放送の送信局数	約 12,000局	約 8,400局	日本は米国の1.4倍
国土面積	37.8万 平方km	962.8万 平方km	日本は米国の25分の1
地上テレビ放送の直接受信世帯数	約 2,700万世帯	約 1,264万世帯	日本は米国の2倍以上
直接受信世帯数の占める割合	49%	11%	日本では半数の世帯で地上波を直接受信
地上テレビ放送の割当周波数帯域	240MHz	336MHz	日本は稠密に周波数を使用

3. 米国のインセンティブオークションについて

- 大規模災害にたびたび見舞われてきた日本において、地上放送は最重要の基幹メディアです。
- 地デジ移行にあたっては、米国の25分の1の国土面積に、米国の1.4倍にのぼるテレビ送信所(中継局)を新たに置局し、日本全国をくまなくカバーする放送ネットワークを作りあげました。
- 日本における地上テレビの重要度やプレゼンスは、ケーブルテレビ視聴が主体の米国とは比較にならないほど高いものです。地上テレビ局は、割当てられた周波数を自主的に返上して補償を受けたいなどとは考えておりません。

⇒ 日本において、インセンティブオークションは現実的でない
と考えます。